

箱いこクーポン券取扱事業者募集について

クーポン券取扱期間	夏頃からの開始を予定(クーポン券の有効期限は原則 6 か月) ※新型コロナウイルス感染症の状況により判断します。決定次第改めてお知らせいたします。
クーポン券額面	1,000 円券×5 枚つづり(偽造防止加付)
販売先	町外者のみ
登録条件	箱根町内に事業所・店舗を有する事業者の方で、クーポン券を額面記載相当額(1,000 円)の割引券として、取り扱っていただけること。 ※本クーポンは、当町への観光が見込まれる方へ販売しますので、観光客の利用が主な事業者様は是非ご登録ください。
クーポン券 取扱い時注意事項	①クーポン券の額面に満たない利用の場合、釣銭を支払わないでください。 ②宿泊費、不動産、金融商品、たばこ、商品券やプリペイドカードの購入、国税・地方税や使用料などの公租公課等には利用できません。
申込方法	別紙「登録申込書」にて受け付けます。必要事項を記入の上、登録申込書記載の方法により提出してください。 ※登録申込書は、観光課もしくは最寄りの出張所で入手できるほか、箱いこクーポン特設ホームページ(http://hakoiko.jp/)からダウンロードできます。
換金方法	随時受け付けますので、請求書に使用済みクーポン券を添えて、役場観光課または最寄りの出張所へ提出してください。なお、クーポン券は金券のため、郵送による提出ではなく、必ず窓口で提出してください。町で確認後、登録した指定口座へ振り込みます。 ※換金請求期限は令和 3 年 4 月 9 日(金)までとします。期限を過ぎてからの換金には応じられませんのでご注意ください。
その他	箱いこクーポン券の使用は、お客様次第となりますので、全ての登録事業者にクーポン券の利用を保証するものではありません。あらかじめご承知おきください。

お問い合わせ

箱根町企画観光部観光課観光係

TEL : 0460-85-7410 (直通) FAX : 0460-85-6815

Mail : info@hakoiko.jp